

制定 平成14年 1月18日 近運旅二公示第 4号
改正 平成14年12月 4日 近運自二公示第33号
改正 平成17年 4月28日 近運自二公示第12号
改正 平成18年 1月18日 近運自二公示第51号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）
の許可等に付した期限の更新基準について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可及び譲渡譲受若しくは相続の認可時に付した期限又は前回の更新の際に付した期限の更新基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年 1月18日

近畿運輸局長 谷口 克己

記

1. 期限更新の手続き

- (1) 許可等に付された期限の更新申請書は、別添様式1とし、当該許可等に付した期限の満了する日（以下「期限満了日」という。）の3か月前から1か月前までに、近畿運輸局長に対し正本一通、副本一通を提出するものとする。
- (2) 更新申請書には、次の書類を添付することとする。なお、必要に応じヒアリングを実施するものとする。

自動車運転免許証の写し

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（期限満了日前3ヶ月以内に自動車安全運転センターで発行されたもので証明期間が5年間のもの）

事業用自動車の自動車検査証の写し

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面

法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び2.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨）に係る宣誓書

独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診したことを証する書面（期限更新日（期限満了日の翌日をいう。以下同じ。）において年齢が満65歳以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断（以下「高齢者診断」という。）を受けていることを証する書面（年齢が満75歳以上の者にあつては、当該高齢者診断に係る適性診断書）。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65歳に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。）（期限満了日前1年以内に独立行政法人自動車事故対策機構等で受診したもの）

公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面（年齢が満75歳以上の者にあつては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書）（期限満了日前6ヶ月以内に医療提供施設において受診したもの）

営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書

2. 期限更新に当たっての審査及び期限更新の可否の判断等

(1) 期限更新に当たっての審査

許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該更新申請書提出時の期限更新の決定がなされる日（以下「期限更新決定日」という。）までの期間（以下「審査期間」という。）における事業の実施状況及び法令違反行為の有無等を審査するものとする。

(2) 期限更新を認める場合

別表に定めるところのいずれかに該当する者については、更新後の許可期限を付した上、期限更新を認める。

また、～ に該当する者については、必要な措置を講じる。

平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75歳の誕生日の前日を超えない日とする。

事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の定めよりさらに短縮した期限を付すことがある。

なお、短縮した期限を付した場合は、期限を短縮した理由を通知することとする。

別表のA.（オ.及びカ.を除く。次のB.、C.及びD.で適用する場合においても同じ。）、B.、C.及びD.のいずれかに該当する者又は上記に該当する者には、期限更新日から6か月以内に研修（事業者団体又はタクシーセンターの研修を含む。）を受けさせることとする。

平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）は、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可、譲渡譲受認可及び相続認可申請に関する審査基準について（平成17年4月28日付け近運自二公示第11号）」の2.(1)～(11)及び(14)、(15)に変更するものとし、その旨を併せて通知することとする。

期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳であって更新後の許可期限が5年後となる者には、年齢が満65歳に達する日から2年を経過する日までの間に高齢者診断を受診させることとする。

(3) 期限更新を認めない場合

次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めない。

許可等に付した条件により、許可等を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合

代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がなく運転業務に従事できない場合

既存事業者で、平成14年2月1日以降、第二種運転免許の取り消し処分を受けたことがある場合

(4) その他

概ね過去1年間において特段の事情がなく事業を実施していない者には、事業廃止の届出を行うよう指導することがある。

既存事業者で、期限更新日における年齢が満75歳以上の者については、高齢者診断・健康診断の結果により個人タクシーの営業に支障があることが明らかな場合及び特段の事情がなく稼働率が著しく低い場合については、必要な業務の見直しに関する勧告を行うことがある。

上記の勧告に応じた見直しが行われない場合には、必要に応じて公表を行うことがある。

附 則

1. この公示は平成15年 1月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この公示は平成17年 4月28日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は平成18年 2月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

個人タクシー事業の期限更新基準表

1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断

審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	に該当しない者で、期限更新決定日以前の3年間において無事故無違反であり、かつ、その前の2年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	及び に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反による処分がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文2.(2) に規定する研修を受けなかった者 オ. 期限更新日まで代務運転者を使用している者 カ. 期限更新日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
B. 3年	に該当しない者で、無事故無違反である者	5年後
	及び に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反による処分がある者 イ. A. のイ.~キ.のいずれかに該当する者	1年後
C. 2年	次のいずれにも該当する者 ア. 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であり、かつ、その前の1年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. のイ.に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. のア.に該当しない者 イ. A. のイ.~キ.のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反による処分がある者 イ. A. のイ.~キ.のいずれかに該当する者	1年後
<p>(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。</p> <p>2. 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であって、期限更新決定日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。</p>		

2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断

期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1.によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。

年齢区分	更新後の許可期限
65歳以上73歳未満	3年後
73歳以上75歳未満	2年後
75歳以上	1年後

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住 所：
 名 称：
 氏 名：
 生年月日： 年 月 日生（年齢満 歳）

印

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に付された期限の更新申請書

昭和・平成 年 月 日付け大陸・近運旅二・近運自二第 号の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可（認可）について、当該許可（認可）に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

1. 営業区域

2. 許可（認可）に付された期限 平成 年 月 日

3. 営業所

名 称	位 置	所有借用の別

4. 自動車車庫

位 置	収容能力	所有借用の別
	m ²	

5. 事業用自動車

車 名	年 式	自 動 車 登 録 番 号

6. 更新申請書提出前6か月間の輸送実績（年齢が満75歳以上の者に限る。）

		月	月	月	月	月	月
稼働日数							
走行 行 口	実車キロ(km)						
	空車キロ(km)						
	計						
輸送回数（回）							
営業収入（千円）							
輸送実績が低い場合 理由							

7. 添付書類

自動車運転免許証の写し

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書（期限満了日前3ヶ月以内に自動車安全運転センターで発行されたもので証明期間が5年間のもの）

事業用自動車の自動車検査証の写し

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び2.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨）に係る宣誓書

独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受診したことを証する書面（期限更新日（期限満了日の翌日をいう。以下同じ。）において年齢が満65歳以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断（以下「高齢者診断」という。）を受けていることを証する書面（年齢が満75歳以上の者にあつては、当該高齢者診断に係る適性診断書）。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65歳に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。）〔期限満了日前1年以内に独立行政法人自動車事故対策機構等で受診したもの〕

公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面（年齢が満75歳以上の者にあつては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書）（期限満了日前6ヶ月以内に医療提供施設において受診したもの）
営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書

法令遵守に係る宣誓書（更新）

近畿運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条各号(欠格事由)に 該当しません。
 該当します。(事由)
2. 許可(認可)に付された条件の遵守等
- (1) 遵守すべき事項については、 すべて適切に実施しています。
 適切に実施していない事項があります。(事項)
- (2) 刑法等に抵触する行為により処罰を受けたことが ありません。
 あります。(処罰)
- (3) 代務運転者 は使用しておりません。
 を現在使用中です。(承認期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
3. 許可(認可)を受けた日(前回の期限更新日)以降の事業実施の状況
- (1) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)に基づく営業報告書、
輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令により
提出すべき書類を適切に提出 しています。
 していません。(書類)
- (2) 道路運送法等の法令違反による行政処分を受けたことが ありません。
 あります。(処分)
- (3) 更新期限短縮者を対象とした研修受講の指示を受けたことが ありません。
 あります。
- (4) 現在、事業を 休止しておりません。
 休止中です。(休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
- (5) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に基づき受診すべき
適性診断の受診対象者 ではありません。
 です。(受診日 年 月 日)
4. 運転記録証明書の証明期間の最後日以降期限更新決定日までの間に、道路交通法の違反による処分
(同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を付せられた場合を含む。)を受けた
場合には、直ちに報告します。

上記のとおり宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏 名



営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書（更新）

近畿運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所及び自動車車庫については、それぞれ次のとおりであり、確実に使用権原を有しています。

営業所

位 置	自己所有・他人所有の別

自動車車庫

位 置	収容能力 (㎡)	自己所有・借入の別

上記のとおり宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏 名

